

## 令和6年度大分県公立学校教員採用選考試験合格者選考基準

令和6年度大分県公立学校教員採用選考試験実施要項に定めるもののほか、合格者の選考に必要な基準は、次のとおりとする。

### 第1次試験

#### 1 選考対象となる者

選考対象となる者は、当該試験区分、教科・科目のすべての試験を受験した者に限る。

#### 2 第1次試験の合格者の決定

各試験区分、教科・科目ごとに、第1次試験の成績上位から合格者を決定する。

ただし、

- (1) 合格ラインの範囲内であっても、成績が著しく低い場合は合格者とししない。
- (2) 合格ラインに同点者がいる場合は、同点者すべてを合格者とする。

※特別選考(Ⅱ)における成績が著しく低い場合

小論文の4つの観点【これからの子どもたちに情報活用能力の育成が求められていることについて】【情報化社会での望ましい生き方について】【教師として取り組みたいことについて】【記述】の評価のうち、「E（20%以下）の評価が1つでもある」場合又は「D（20%超40%以下）の評価が2つ以上ある」場合

### 第2次試験

#### 1 選考対象となる者

選考対象となる者は、当該試験区分、教科・科目のすべての試験を受験した者に限る。

#### 2 第2次試験の合格者の決定

【一般選考、特別選考（Ⅰ）、特別選考（Ⅱ）、特別選考（Ⅴ）、特別選考（Ⅵ）】

各試験区分、教科・科目ごとに、第2次試験の成績上位から合格者を決定する。

ただし、

- (1) 採用予定者数内であっても、第2次試験の成績が著しく低い場合は、合格者とししない。
- (2) 合格ラインに同点者がいる場合は、次の基準により合格者を決定する。
  - ① 模擬授業（場面指導）、面接Ⅰ及び実技試験（実施する試験区分のみ）の成績が高い者
  - ② ①が同点の場合は、面接Ⅱの成績が高い者
  - ③ ②も同点の場合は、模擬授業（場面指導）のみの成績が高い者

(3) 特別選考(Ⅱ) (社会人特別選考) 及び特別選考 (Ⅴ) (元県内正規教諭特別選考) の合格者は、上記 (1) 及び (2) に加えて、第2次試験の成績が、志望する試験区分、教科・科目の一般選考における採用予定者数の2倍の順位までに該当する受験者のうち、模擬授業 (場面指導)、面接Ⅰ 及び実技試験 (実施する試験区分のみ) の成績が最も低い者の得点以上の者に限る。

ただし、志望する試験区分、教科・科目の一般選考の受験者数が当該一般選考の採用予定者数の2倍に満たない場合は、この基準は適用しない。

(4) 特別選考 (Ⅵ) (教職大学院修了 (予定) 者特別選考) の合格者は、上記 (1) 及び (2) に加えて、志望する試験区分、教科・科目の一般選考における採用予定者数の順位までに該当する受験者のうち、第2次試験の模擬授業 (場面指導)、面接Ⅰ 及び実技試験 (実施する試験区分のみ) の成績が最も低い者の得点以上の者に限る。

#### 【特別選考 (Ⅲ)】

スペシャリスト特別選考について、2次試験の成績上位から、採用予定者数により合格者を決定する。

ただし、

- (1) 採用予定者数内であっても、第2次試験のプレゼンテーションの成績のうち、スポーツの指導者としての実績に対する評価が一定基準に達していない場合は合格者とししない。
- (2) 採用予定者数内であっても、第2次試験の成績が一定基準に達していない場合は合格者とししない。
- (3) 合格ラインに同点者がいる場合は、第2次試験のプレゼンテーションの成績により合格者を決定する。さらに同点の場合は、第2次試験のプレゼンテーションの成績のうち、スポーツの指導者としての実績に対する評価により決定する。

#### 【特別選考 (Ⅳ)】

他県教諭特別選考について、校種ごとに第2次試験の成績上位から、採用予定者数により合格者を決定する。

ただし、

- (1) 採用予定者数内であっても、第2次試験の成績が著しく低い場合は合格者とししない。
- (2) 合格ラインに同点者がいる場合は、同点者すべてを合格者とする。
- (3) (2) の場合を除き、中学校、高等学校については、合格者を各教科・科目ごとに最大2人とする。